

国道308号における「みどりの風促進区域」の 取り組みについて

酒井 毅¹・日田 哲也²

¹大阪府八尾土木事務所都市みどり課 (〒580-0005大阪府八尾市荘内町2-1-36)

²大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課 (〒580-0005大阪府八尾市荘内町2-1-36)

大阪府では「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現に向けて多様な施策を展開している。中でも、海と山をつなぐみどりの太い軸線を形成するため、2011年5月に「みどりの風促進区域」を制度化した。促進区域内では「街路樹の充実など公共事業の重点化」「都市計画の規制緩和による民有地の緑化誘導」「府民・企業等との連携による緑化誘導」の3つの取組みを柱に、官民が一体となったみどりづくりを実施している。本稿は、国道308号における具体的な実施内容と成果を取りまとめたものである。

キーワード 地域づくり， 一体整備， ネットワーク構築， 企業連携

1. はじめに

大阪は、主要都市と比べみどりが少ないだけでなく(図-1参照)、ヒートアイランド現象等の影響により、近年、他の主要都市と比べて夏の気温が高い。2010年8月の大阪の平均気温は30.5℃と、日本一の暑さとなった。(図-2参照)さらに府民もみどりを実感しておらず、平成21年に、本府が実施したアンケートでは、「街なかのみどりが豊かだ」と答えた府民の割合はわずか1%であった。(図-3参照)こうした中、本府では、2009年に作成した「将来ビジョン・大阪」のもと、「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現に取り組んでいる。

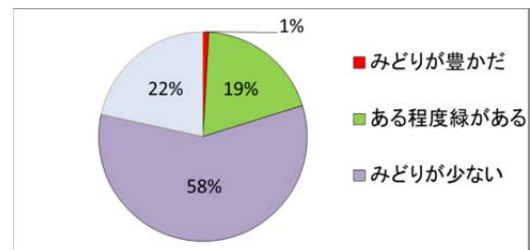


図-3 街なかのみどりについてどう感じているか(アンケート調査)

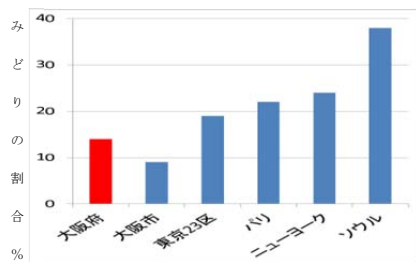


図-1 主要都市のみどりの割合

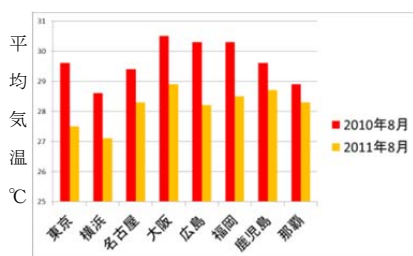


図-2 主要都市の平均気温

2. 背景

背景としては大きく以下の3点が挙げられる。①大阪の成長にむけて、みどりで都市の魅力を高め、人や企業をひきつけ、投資を呼び込むこと。②みどりの軸で都市をクール化し、街なかでも涼しい海風や山風が感じられる都市づくりを進めること③延焼防止や建築物の倒壊抑制といったみどりの防災機能に着目し、災害に強い都市づくりを進めること。

このため、本府では2009年に「みどりの大阪推進計画」を策定し(表-1参照)、みどりに係る様々な取り組みを進めている。2010年5月には、海と山をつなぐみどりの太い軸線を形成するため、新たに「みどりの風促進区域」を制度化した。これは、道路や河川を中心に両側概ね100mの民有地を含む区域を指定し、重点的に緑化を促進しようとするものである。

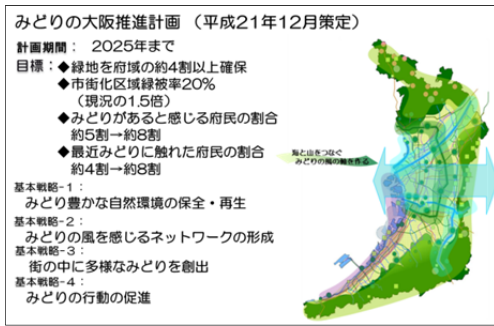


表-1 みどりの大阪推進計画の概要

3. 「みどりの風促進区域」について

みどりの風促進区域は、「みどりの大阪推進計画」を進める上で、目玉となる取り組みであり、「大阪府都市計画区域マスタープラン」にも位置づけられている。

(1) 「みどりの風促進区域」のねらい

みどりの風促進区域は、海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じて、「府民が実感できるみどりの創出」「涼しい海風や山風を街なか呼び込み、ヒートアイランド現象の緩和に寄与」「官民が一体となったオール大阪でのみどりづくり」を進めることとしている。

(2) 「みどりの風促進区域」の指定状況

- a) 指定年月日：2011年5月17日
- b) 指定距離：12路線、約200km (図-4参照)
- c) 関係市：17市

大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、和泉市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市



図-4 みどりの風促進区域

(3) 「みどりの風促進区域」指定区域の考え方

- 海から山へつながる軸
- 緑被率※の低いエリア
- ヒートアイランド優先対策地域
- 大規模公園緑地につながる軸線
- 広域緊急交通路に指定されている道路

※緑被率とは：樹林・樹木及び芝生等の草地で被われた面積の土地の割合

以上の条件を勘案して、主要道路や主要河川を中心に沿線民有地を含む区域を指定した。

(4) 指定範囲の考え方

指定範囲は、主要道路、主要河川を中心に、一定幅(道路や河川の両側概ね100m)の沿線の民有地を含む区域とした。(図-5参照)

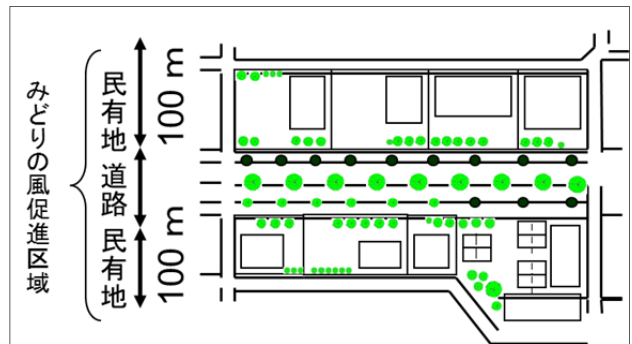


図-5 みどりの風促進区域指定範囲

なお、幅については、気温の影響範囲と樹木の視認性の視点から、道路、河川境界から両側それぞれ100m程度とした。(図-6参照)

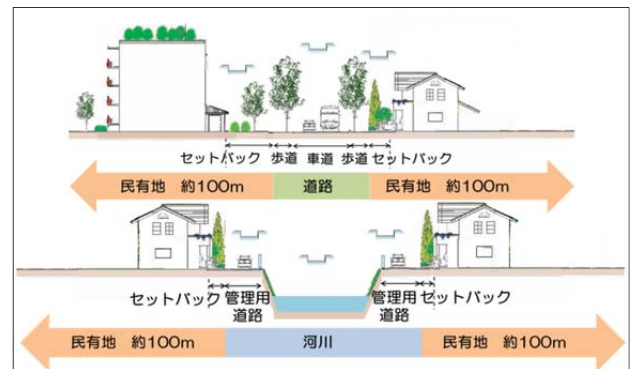


図-6 みどりの風促進区域の幅

(5) 「みどりの風促進区域」における取組みの3本柱

「みどりの風促進区域」では、以下の3本柱の取組みを推進することとしている。

- 街路樹の充実など公共事業の重点化
- 中長期的な取組みとして、都市計画の規制緩和による民有地の緑化誘導
- 府民・企業等との連携による緑化誘導

3本柱の各詳細については、国道308号の事例を中心に後述する。

4. 公共事業の重点化

みどりの風促進区域内では、軸となる幹線道路・河川での植栽や、剪定方法の工夫によるみどりのボリュームアップ、護岸緑化等の重点的な緑化を行っている。

国道 308 号では、阪神高速東大阪線の高架下となっている中央分離帯、高井田西 6 東交差点～長田東交差点の延長 2.6km の区間において、幅 6～10m 程度の緑化により、約 1.2ha の緑地を創出した。(図-7 参照) これにより、橋脚及びアスファルト舗装の人工的で無機質な空間が、新たな用地を確保することなく、みどり豊かな空間に改編することができた。

また落葉樹や花木など季節を感じる植栽を行うと共に、横断防止柵を兼ねた木製ラティスを壁面緑化することで緑量を増やした。植栽基盤をマウンドさせて法面を作ることで、通行者が少しでも多くの緑を感じられる工夫を行った。(図-8 参照)



図-7 国道 308 号高架下緑化

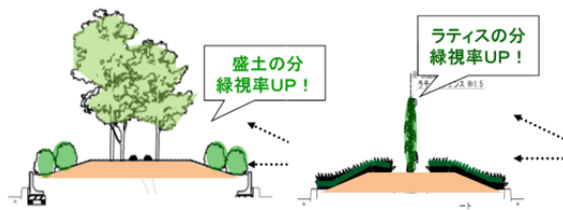


図-8 中央分離帯標準断面図

現地は、高架下のため、天水がかからないだけでなく、交通量も多い路線であることから、想定以上に乾燥が激しく、一部の区間では、低木を中心にかなりの範囲で枯死があった。そのため、散水チューブの増設と土壌改良を行い、現在、経過観測を行っている。

なお、植栽を実施する前には、大阪芸術大学の学生さんの協力により、国道 308 号沿道の将来をイメージした巨大なジオラマを作成していただくことで、地域住民や企業との将来ビジョンの共有に、大いに役立った。

(写真-1 参照)



写真-1 大阪芸術大学作成の巨大ジオラマ

5. 都市計画の規制緩和による民有地の緑化誘導

「みどりの風促進区域」では、沿線の民有地で従来型の規制による緑化ではなく、府民にインセンティブを感じてもらいながら緑化促進することに主眼をおいている。

関係市と連携し地区計画を定めることで、緑化を進める建築計画に対し建ぺい率や容積率などの規制を緩和し、府民にメリットを感じてもらいながら緑化を促すもので、強制ではなく選択制の制度となっている。

地区計画により緑化推進だけでなく、壁面後退による空間の確保、景観の向上、防災性の向上などの誘導も合わせて行うものである。

なお、緩和の基準には、全国で初めて緑視率（建築物を道路側から見たときのみどりの割合）を採用した。

(図-9 参照)

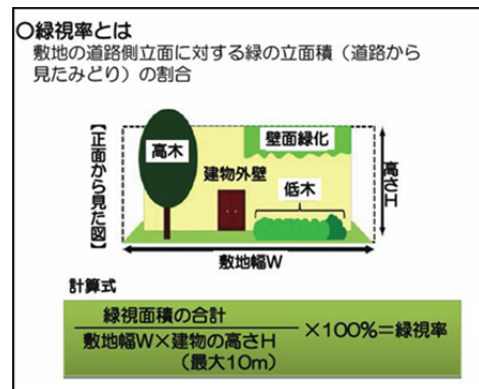


図-9 緑視率

(1) 導入地区

- 国道 309 号沿道地区 (松原市域)
- 国道 176 号沿道地区 (池田市域)
- 大阪中央環状線沿道地区 (守口市域、門真市域)
- 国道 1 号・京都守口線沿道地区 (守口市)
- 第二京阪道路沿道地区 (門真市域)
- 堺阪南線沿道地区 (高石市、泉大津市)

(2)都市計画誘導指定事例 (図-10, 表-2 参照)



図-10 緩和される区域 (松原市)

	従来	緩和後	緩和を受けるための要件
沿道地区	建ぺい率 60%以下	建ぺい率緩和 建ぺい率80%以下	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡未満 緑視率 25%以上 緑化率 5%以上 道路境界から建物を1m以上後退 接道長さ6m以上 準耐火建築物以上
	容積率 200%以下	容積率緩和 建ぺい率60%以下 容積率300%以下	
拠点地区	建ぺい率 80%以下	容積率緩和 建ぺい率60%以下 容積率400%以下	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡以上 緑視率 25%以上 緑化率 20%以上 道路境界から建物を3m以上後退 接道長さ15m以上 建物の高さ20m以下 (拠点地区31m以下) 準耐火建築物以上 (拠点地区は耐火建築物)
	容積率 300%以下		

表-2 緩和される内容

6. 府民・企業等との連携による緑化誘導

「みどりの風促進区域」では、みどりを増やすことに賛同いただける地域の方々に対し、様々な支援メニューを用意している。

(1) 地域ぐるみの緑化をサポート (府・重点緑化事業)

「みどりの風促進区域」内では、地域ぐるみの緑化サポートするため、地域のみなさんで協議してもらい、緑化プラン (マップ) を作成してもらう。地域の方々は、そのプランに基づき、緑化を進める。役割分担としては、本府は、地域の方が緑化プラン (マップ) を作成する際に、技術的にバックアップするとともに、プランに基づく民有地の植栽に必要な経費 (樹木は除く) を全額負担

する (工種による単価上限設定あり)。民間企業・団体等には、植栽する樹木を寄付していただき、緑化プランの中で使用させていただいている。(写真-2, 3 参照)



写真-2 施工前



写真-3 施工後

緑化プランに参加する地域の方々には、植栽後の継続的な維持管理に加えて、周辺道路の街路樹の落葉を含む、清掃活動等に協力いただいている。(写真-4 参照)



写真-4 地域による清掃活動

また、緑化プランに合わせて、府は街路樹などの整備を積極的に行っており、公共空間と民有地の一体的なみどりの軸線づくりを進めている。

国道 308 号では、高架下緑化を行った区間に合わせて、5箇所地域緑化プランによる事業を行った。

先に述べた高架下緑化や街路樹等と地域緑化プランの緑化が一体となり、みどりの軸線に厚みと広がりをもたせている。

(2) 緑化に関する割引・優遇を利用

a) 民間企業による独自サービスの展開

「みどりの風促進区域」内では、「みどりの風を

感じる大都市・大阪」の取組みに賛同する民間企業に、先の(1)で述べた、緑化プランに対して、樹木寄付の協力だけでなく、企業自らが、独自の割引 サービスを展開している。緑化資材の割引、ヒートアイランド対策に資する高反射率塗装の割引、緑化した住宅のローンの金利優遇などがある。2012年現在、府下で約100社の企業に様々な形で協賛いただいている。国道308号では、期間限定であるが飲食店にて、緑化駐車場の無料施工が行われた。(写真-5参照)



写真-5 緑化駐車場の無償施工

本府は、協力企業の取組みを、現地に看板を設置して、地域にPRするとともに、本府のホームページにも、企業ホームページをリンクさせ、その活動を紹介している。幾つかの協力企業からは、みどりの風促進区域の取組みは、府民にわかりやすい取組みであり、シンボル性も高いことから、協賛にのりやすいとの意見をいただいている。(写真-6, 図-11参照)



写真-6 看板設置状況



図-11 企業PR看板

b) 「立体花壇」

国道308号では、沿道からみどりを広げる取組みの一つとして、歩道植栽帯に立体花壇(フラワーポール)を設置している。2012年現在、42箇所。維持管理における役割分担としては、協力企業は、花苗や土等の資材を提供し、それを使って、近隣の小学校の生徒が学校で育苗する。十分に花が育ったところで、沿道の立体花壇に「出荷」し、その後の日常管理は、沿道の店舗等に協力をいただいている。(写真-7, 8参照)

これらの協力企業や小学校、店舗等が、立体花壇を通じて、沿道に彩りを添えただけでなく、様々な役割を担っている人々が、つながりを感じられる仕組みとなっている。2012年で3年目となるが、先日、花づくりに取り組んでいる小学校に対して、花を管理している店舗の方から、感謝の意を伝える場があり、それに対し、子供た

ちもお礼の手紙を書くといった交流があった。みどりとともに地域の輪が着実に広がりを見せている。



写真-7 立体花壇の取組み



写真-8 立体花壇箇所と地域の方々

c) 「みどりの風カーテン」

地元信用金庫は「みどりの風定期」を販売し、その収益を、みどりの風促進区域で活動する緑化ボランティアに対し、緑化資材として提供する取組みを実施している。2012年は、国道308号と大阪港八尾線(共に促進区域指定路線)の沿道施設を対象に、継続した活動と道路清掃などを条件に「みどりの風カーテン」100セット(朝顔とゴーヤ)を配布した。地域の方々からは、「夏場に見た目も涼しくなるから楽しみ」「少しのスペースで、お手軽に取り組みするのが魅力的」との声をいただいた。商品を販売しながら、地域貢献にも資するこうした企業の取組みは、みどりの風促進区域が企業のビジネスチャンスの一つとして捉えられた事例ともいえる。(図-12参照)



図-12 みどりの風定期の取組み

7. その他の取組み

国道 308 号の「みどりの風促進区域」では、みどりづくりに加えて、地域による打ち水活動や関西大学の熱ゼミによる道路空間の熱環境測定、中学校との連携による交差点部の歩道部での遮熱性塗装、道路照明のLED化、校庭の芝生化など、多様な施策を地域や企業との連携により、幅広く実施している。こうした取り組みは相乗効果により、地域づくりを盛り上げる一躍を担っている。

(写真-9, 10 参照)



写真-9 打ち水大作戦

写真-10 校庭の芝生化

8. おわりに

「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現には、府民、企業、行政などが連携した息の長い取り組みが必要である。本制度は、都市計画制度と公共事業、民有地緑化

助成事業に加え、促進区域という一定の区域において、民間企業が独自のサービスで民有地の緑化支援を行う、これまでにない新しい仕組みである。

2012年3月27日には、「みどりの風促進区域」での多様な取組みに賛同・協力いただいている企業・団体様に対し、本府として感謝の意を伝える「みどりの風感謝祭」を開催した。(写真-11 参照) 来年度に向けて、府と企業が一体なって、みどりづくりを進めていく決意表明の場でもあった。

引続き、民間企業や各種団体、地域そして行政が一体となった、オール大阪でのみどりのまちづくりを進めていきたいと考える。

みどりの風促進区域内では、多様な主体が連携した取組みを進めていく中で、新たな民と民との良好な関係が生まれている。今後は、みどりづくりに合わせて、更なるみどりを介した地域連携やまちづくりが活性化していくよう、地域や企業がより参画しやすい仕組みを模索していく必要がある。

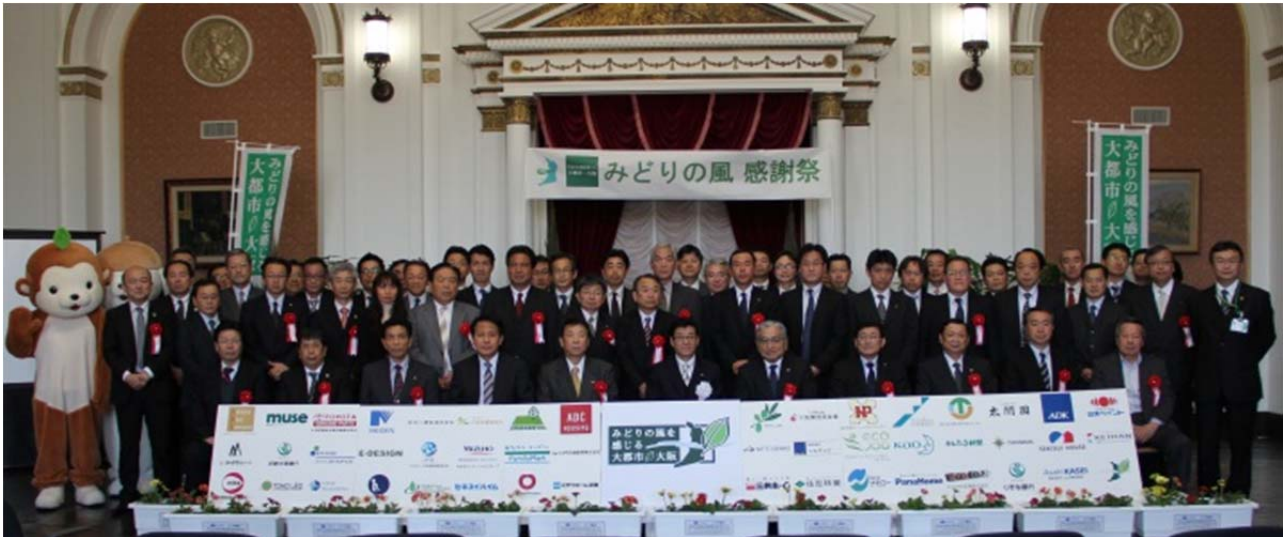


写真-11 みどりの風感謝祭